

交 規 第 6 3 9 号
令 和 2 年 3 月 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について
令和元年12月6日に公布された地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第66号。以下「改正法」という。別添1）は本年1月5日に施行された。

改正法による改正後の地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）の概要のうち交通警察に関係する部分、対応上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

また、令和元年12月27日に公布され、改正法の施行と併せて施行される「地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令」（令和元年内閣府令・国土交通省令第4号。以下「共同命令」という。）については、別途発出する「地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の施行に伴う交通警察の対応について」（令和2年3月3日付け交規第640号。以下「共同命令通達」という。）を参照されたい。

なお、本件については警察庁において内閣府及び国土交通省と協議済みである。

記

第1 法の趣旨

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成し、その認定を申請する地域再生計画について、法及び地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）に基づき内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づく事業に対し特別な措置を講ずることとされている。

また、地方公共団体は

- 作成しようとする地域再生計画
- 認定地域再生計画の実施に関し必要な事項
- その他地域再生のための総合的かつ効果的な推進

に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会（以下「協議会」とい

う。)を組織することができることとされている。

改正法により、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、「地域住宅団地再生事業^{注1}」に対する建築基準法、道路運送法等の特例等が追加された。

注1：地域住宅団地再生区域^{注2}において、当該区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は生活環境の整備に資するものをいう。

注2：自然的経済的社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保を図ることが適当と認められる区域をいう。

第2 法の概要

1 地域住宅団地再生事業計画の作成について（法第17条の36関係）

(1) 概要

ア 地域再生計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域住宅団地再生事業の実施に関する計画（以下「地域住宅団地再生事業計画」という。）を作成することができることとされた。

イ 地域住宅団地再生事業計画には、地域住宅団地再生区域を記載するほかおおむね次に掲げる事項等を記載するものとされた。

(ア) 地域住宅団地再生事業に関する基本的な方針

(イ) 地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設その他の当該区域の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該施設を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(ウ) 地域住宅団地再生区域において整備すべき高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(エ) 地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービス及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(オ) 地域住宅団地再生区域において公共交通機関の利用者の利便の増進を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(カ) 地域住宅団地再生区域において貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

ウ 地域住宅団地再生事業計画には、イに掲げるもののほか、次の事項等を記載することができるものとされた。

(ア) 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う都市計画住宅団地再生建築物等整備事業^{注3}の実施区域、内容等に関する事項

注3：市町村が定める都市計画の決定又は変更をすることにより、住宅団地再生を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。

(イ) 地域住宅団地再生区域において行われる住宅団地再生道路運送利便増進事業^{注4}の内容及び実施主体に関する事項

注4：その全部又は一部の区間が地域住宅団地再生区域内に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を営し、又は営しようとする者がこれらの事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であって、住宅団地再生に資するものをいう。

(ウ) 地域住宅団地再生区域において行われる住宅団地再生貨物運送共同化事業^{注5}の内容及び実施主体に関する事項

注5：第一種貨物利用運送事業、第二種貨物利用運送事業又は一般貨物自動車運送事業を営し、又は営しようとする二以上の者が、集貨、配達その他の貨物の運送（これに付随する業務を含む。）の共同化を行う事業であって、住宅団地再生に資するものをいう。

エ 認定市町村は、アの協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者を、協議会の構成員として加えるものとされ、厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則（令和元年厚生労働省令・国土交通省令第5号。別添2）第1項第2号により、認定市町村が地域住宅団地再生事業計画に当該計画の実施に際し道路交通法第4条第1項の規定により都道府県公安委員会の交通の規制が行われることとなる事務又は事業に関する事項を記載しようとする場合にあっては、関係する都道府県公安委員会を協議会の構成員に加えることとされた。

(2) 対応上の留意事項

(1)エのとおり、地域住宅団地再生事業計画を作成する市町村により協議会への参画等を求められることとなる。

協議会における協議が行われる場合には、地域住宅団地再生事業計画に記載される事項について、交通流・量等の交通環境、交通事故の発生状況等を勘案した上で交通の安全と円滑の確保の観点から検討し、交通管理者として必要な意見を申し入れること。

また、(1)エの場合以外であっても、内閣府地方創生推進事務局作成の「地域再生計画認定申請マニュアル」により、事業内容に応じて、「作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に密接な関係を有する者」として公安委員会が協議会への参画等を求められることは想定される。

この点、地域再生計画及び地域住宅団地再生事業計画の作成段階から交通に与える影響等について検討することは交通管理上有益であることから、協議会への参画を求められた場合等にあつては、積極的に対応し、法の内容を十分に把握した上、交通管理上必要な意見を申し入れること。

2 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画について（法第17条の43から第17条の45まで関係）

(1) 法の概要

ア 住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施しようとする者が、単独で又は共同して、地域住宅団地再生事業計画に即して住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施するための計画（以下「住宅団地再生道路運送利便増進実施計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、

- 道路運送法第4条第1項若しくは第43条第1項の許可
- 同法第15条第1項の認可（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）
- 同法第15条第3項若しくは第4項の規定による届出（これらの規定を同法第43条第5項において準用する場合を含む。）

をしなければならないものについて、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす特例を適用することとされた。

イ 国土交通大臣が、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画を認定しようとするときは公安委員会の意見を聴く必要がないものとして共同命令で定める場合を除き、共同命令で定めるところにより関係する公安委員会に意見を聴くものとされた。

(2) 対応上の留意事項

(1)イの意見の聴取の手續等については共同命令通達のとおりであることから、当該意見の聴取を受けた場合は、同通達を参照の上、交通管理上必要な意見を申し入れること。

担当 交通規制課 規制第一係